

「日本書紀」区分論

例外を直視すれば深層が見える

8月24日木

15:00-17:30

理化学研究所 和光キャンパス

大河内記念ホール

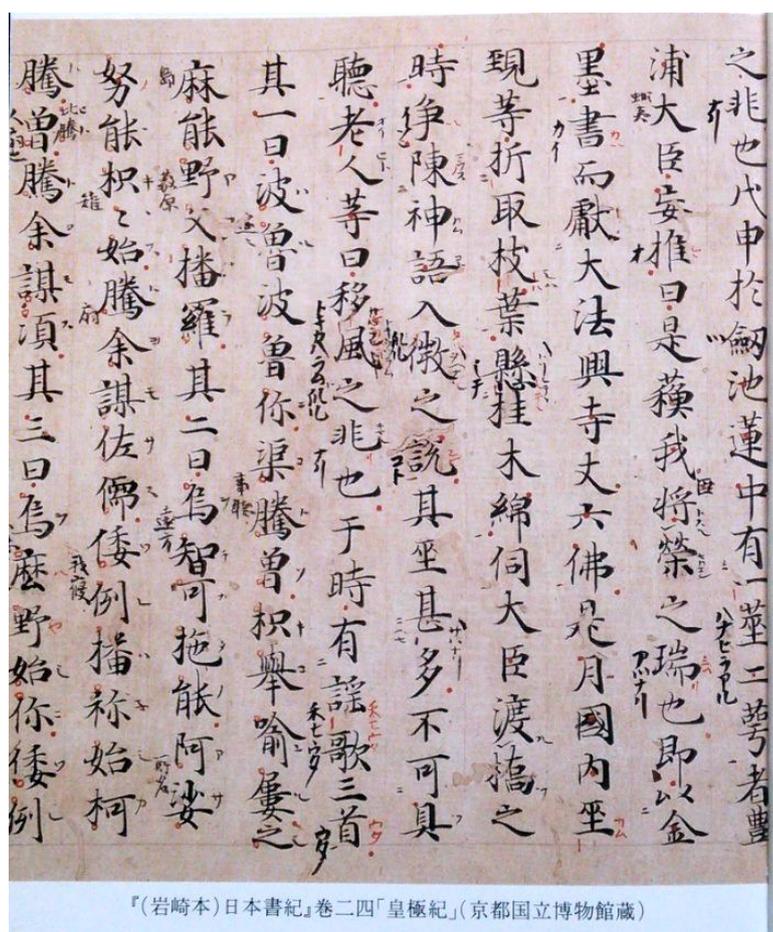
TV 中継：理化学研究所 計算科学研究機構 (神戸) 6階講堂



『日本書紀』区分論

―例外を直視すれば深層が見える―

森 博達



『(岩崎本)日本書紀』卷二四「皇極紀」(京都国立博物館蔵)

一、区分論から成立論へ

『日本書紀』(二十卷、七二〇年撰)は日本最高の古典である。その記事は神代に始まり、六九七年の持統天皇の讓位で終わる。書紀が無ければ七世紀以前の歴史は語れない。

坂本太郎は、「記紀で研究する前に、記紀を研究せねばならぬ」と言った。至言である。書紀を研究するためには、その表記と言葉の研究が不可欠である。書紀は漢文で書かれており、万葉仮名による歌謡が一二八首載せられている。私は音韻学から入り、その後、文章論・編修論に進んで、『日本書紀の謎を解く―述作者は誰か―』(1999年)を著した。結論は次のとおり。

『日本書紀』は表記の性格によって、**㊦群**・**㊧群**・**㊨群**・**㊩群**に三分される。**㊦群**(巻十四〜二十一・二四〜二七)は持統朝に統守言と薩弘恪が**正音・正格漢文**で述作した。**㊧群**(巻一〜十三・二二〜二三・二八〜二九)は文武朝以後、山田史御方が**倭音・和化漢文**で撰述した。元明朝の和銅七年(七一七)に国史撰述の詔を受け、紀朝臣清人が巻三〇を述作し、三宅臣藤麻呂が両群に潤色・加筆した。清人の述作は倭習が少なかつたが、藤麻呂の加筆には倭習が目立った。

その後、残された課題を追求し、『日本書紀 成立の真実―書き換えの主導者は誰か―』(2011年)を上梓した。

本稿では区分論から成立論へ至った私の研究の経緯を述べて、これからの書紀の読み方と研究方法を提示したい。

二、『日本書紀』の体裁

㊦群：巻十四〜二十一・二四〜二七
―唐人・正音・正格漢文

㊧群：巻一〜十三・二二〜二三・二八〜二九―倭人・倭音・変格漢文

『日本書紀』は舍人親王が詔勅を奉じ、養老四年五月癸酉（七二〇年五月二十一日）に撰上されたという（『続日本紀』）。しかし舍人親王の下で誰が述作したのかは明らかでない。書紀の成立過程は書紀の文章自体を分析して究明せざるを得ない。卷二四「皇極紀」三年六月の条に例を取り記載形式を見よう。なお、書紀の原文・訓読は、小学館「新編日本古典文学全集」の『日本書紀』による。

【原文】是月、國內巫覡等折取枝葉、懸掛木綿、伺大臣渡橋之時、争陳神語入微之説。其巫甚多、不可具聽。老人等曰、「移風之兆也。」于時有謡歌三首。其一曰、「波魯波魯你 渠騰曾枳舉喻屢 之麻能野父播羅」。

【訓読】是の月に、國內の巫覡等、枝葉を折り取り、木綿を懸掛でて、大臣の橋を渡る時を伺ひ、争ひて神語の入微なる説を陳ぶ。其の巫甚だ多くして、具に聴くべからず。老人等の曰く、「移風らむとする兆なり」といふ。時に謡歌三首有り。其一に曰く、「遙々に 言そ聞ゆる 島の藪原」といふ。】

ここでは「謡歌」つまり歌謡（和歌）が万葉仮名で記載されている。このような歌謡は三〇卷中、二一卷にわたって、十二八首も載せられている。歌謡に用いられた万葉仮名は四六八字種・延べ五四八〇字におよぶ。

万葉仮名は歌謡の他に所謂「訓注」にも使われている。訓注は分注の一種で、本文の漢語に日本語での読み方を示したものである。以下に卷十四から一例挙げておく。

【原文】時以新羅人為典馬、典馬此云于麻柯毘

【訓読】（典馬、マコにはウマカヒという）

訓注の万葉仮名は約三百字種、延べ字数は約千三百字で歌謡の四分の一にも及ばない。しかも延べ字数の約三分の二が卷一（三）に偏在している。ただし長所もある。それは訓注が卷二七を除く二九卷にわたって記載され、歌謡の無い卷々の性格も窺えることである。

私は本来、中国語音韻学を専攻しており、『日本書紀』の万葉仮名に興味をもった。その研究を纏めたのが、一九九一年の拙著『古代の音韻と日本書紀の成立』である。核心は、書紀の一部の卷々（マ群）の万葉仮名が渡来中国人によって中国原音で表記されたというものである。

三、マ群原音依拠説

万葉仮名は上代日本語の音価推定の最も重要な材料である。しかし有坂秀世によれば、万葉仮名資料には重大な限界がある。基礎になった漢字の音は倭音（日本漢字音）であって、中国原音ではないというのだ。

例えば万葉仮名では、日本語の「カ」に「歌」も「訶」も用いている。漢字の日本語ではともに「カ」だが、中国原音ではそれぞれ「ka」と「ha」であった。倭音で万葉仮名を表記したので、混用されたわけである。

書紀でもこの混用があるが、その分布には偏りが見られる。力行に当てられた喉音h系統字は「訶」など五字種・延べ六七

字であるが、ㄹ群にしか現れないのだ【表一】。この発見を起
点に、ㄹ群の歌謡と訓注が中国原音（唐代北方音）によって音
訳されていることが明らかになった。

四、ㄹ群単一音系説

書紀の万葉仮名には、唐代北方音の音声変化が見られる。全
濁音無声音化や鼻音声母非鼻音化を反映して、「陀」を「タ」に、
「娜」を「ナ」に用いている。ㄹ群が直接中国音で書かれたのなら、
単一の字音体系、つまり当時の唐代北方音に基づいている可能
性が高まる。検討の結果はこの推測を肯定するものであった。
エ列の甲類と乙類における対応状況に例を取ろう【表二・三】。

ㄹ群ではエ列の甲類と乙類にそれぞれ七種の韻類が用い
られている。しかも「齊」韻のように同一韻類の漢字が甲乙兩
類に混用されている例もある。さらに調べると、ほとんどの韻
類が、対立する他の列音（ア列・イ列・オ列）にも用いられて
いる。これでは中古音で読んでも、唐代北方音で読んでも、各
列音の区別さえできない。ㄹ群の仮名が単一の字音体系によっ
て書かれたものではないからである。

一方のㄹ群では、エ列甲類には「齊」韻と「祭」韻のみ。ま
たエ列乙類には「哈」韻と「灰」韻しか用いられていない。し
かもこれらの韻類は甲乙二類に截然と分用されているのみなら
ず、対立する他の列音に用いられることもない。

当時の中国北方音では、「齊」韻から「祭」韻への合流が生
じていた。また唇音声母の下で「哈」韻から「灰」韻への合流

も起こっていた。したがってㄹ群では、エ列の甲乙二類それぞ
れに、実質的には一つの韻類しか用いられていないことになる。
これはㄹ群が単一の字音体系、つまり当時の中国北方音によっ
て書かれていることを物語る。

要するに、ㄹ群は複数の字音体系に基づく仮名が混在し、漢
字の原音（中国音）や単一の字音体系による吟味が行われな
ったのである。一方、ㄹ群は唐代北方音に全面的に基づき、原
音によって表記されたのである。

五、アクセントの反映

さらに高山倫明（1981）などによって、アクセントの研究も
進んだ。高山は万葉仮名として用いられた漢字の原音声調と古
写本に差された声点を対照して、ㄹ群の一部の歌謡が、漢字の
原音声調によって日本語のアクセントまで書分けていたことを
発見した。一〇九番を例に取ろう。

ハロハロニ 波魯波魯你
ことそキコユル 渠騰曾枳舉喻屢
シマのヤブハラ 之麻能野父播羅

平上平上上 平平平上上去去 平平平上上去平
LHLHHH LLFHHHH LLLHHHL

この歌謡では、L声点の差された字の原音声調は必ず平声に
なっている。また、H声点の字は必ず上声か去声になっている。
原音声調と声点とが完全に一致するのだ。

高山（1982）はひき続いて、各歌謡における上声字と去声字
の比率を調べ、ㄹ群は全巻で去声字が優勢、ㄹ群は全巻で上声

字が優勢という事実を発見した。これは私の区分と完全に一致する(【表IV】)。

六、アクセント優先仮名

原音声調と古写本声点の一致率は、 a 群より b 群が高いが、 a 群でも一〇九番歌謡のように完全に一致する例はこれしか無い。日本語のアクセントを漢字の声調によって書分けしようとしても、困難な場合がある。音節によっては、声母・韻母・声調の三要素とも適合するという漢字が存在するとは限らないからである。このような場合、 a 群の表記者は一般にアクセントより子音や母音の一致を重視することが多かった。

しかしアクセントを優先したときもある。 a 群の歌謡では、「娑(サ)」や「美(ミ甲類)」がその例である。前者は子音の一致を犠牲にし、後者は母音の一致を犠牲にして、ともにアクセントの一致を優先したのである。

a 群の歌謡では「サ」の音節に、四字種・延べ二五字の仮名が用いられている。「娑」(九例)・「佐」(十一例)・「左」(四例)・「作」(二例)である。中古音の音類と推定音価は次の通り。「娑」は「心母歌韻平声」で推定音価[sɑ]、「佐」は「精母歌韻去声」で[tʃɑ]、「左」は「精母歌韻上声」で、[tʃɑk]は「精母歌韻入声」で[tʃɑk]。中古音の入声は他の平声・上声・去声と異なり、子音韻尾-p・-t・-kをもつ点に特徴がある。

森(1991)は、 a 群の歌謡の仮名を材料として上代日本語の音価推定を試みた。「サ」については、右の四字種によって[tʃɑ]

と推定した。頭子音は破擦音だが、破裂要素はやや軽微と考えたのであった。

しかしその後、「佐」・「左」・「作」の中古音を重視して、「サ」の頭子音の音価を一般的な破擦音[tʃɑ]と推定するに至った。中古音の「精母歌韻」の音節、すなわち[tʃɑ]には上声の「左」や去声の「佐」はあるが、平声字が欠けているからである。つまり上代日本語の「サ」が[tʃɑ]であれば、高平調の音節は「佐」や「左」で表せるが、低平調の音節には適当な漢字が存在しないのだ。それゆえ低平調の「サ」を表すために、子音よりもアクセントを優先して「娑」字を選んだのではないか。

このように仮定して古写本の声点を調べてみた。果たしてその結果は予期したとおりであった。「娑」と「作」にはL声点が差され、「佐」と「左」にはH声点が差されていたのである。

七、 a 群歌謡の「娑」

a 群歌謡の「娑」の全用例は次の九例である。(語彙・訓・原音声調・古写本の声点を記す。訓は土橋寛『古代歌謡全注釈・日本書紀編』による。声点は、優先順に「岩崎本」「前田本」「図書寮本」「北野本」「兼方本」「兼右本」を用いた)。

- ① 「娑柯曳(栄枝)」平平去—HHH(巻一四・七八番)
- ② 「都奴娑之(角刺)」平平平—LLL(巻一五・八四番)
- ③ 「暮能娑播你(物多に)」去平平去上—LLLLL(巻一六・九四番)

- ④ 「娑娑摩你(峡谷に)」平平平上—LLLH(同・九五番)

- ⑤ 「阿娑理逗那（漁り出な）」平平上去平—L L H H L（同）
 ⑥ 「都奴娑播符（つのさはふ）」平平平去平—L L H H H
 （卷一九・九七番）

⑦ 「娑佐羅（細紋）」平去平—L H H（同・九五番）

⑧ 「阿娑努（浅野）」平平上—L L H（卷二四・一一〇番）

⑨ 「倭柯矩娑（若草）」平平上平—L L H L（卷二六・一一七番）

全九例中、七例の「娑」にL声点が差されている。①と⑤が例外である。①は「栄枝」ではなく、「賢枝」や「榊枝」と解釈すれば良い。平安アクセントは、「賢枝」・「榊枝」ともにL L Hであり、原音声調の平平上と合致する。⑥の「つのさはふ」は意義不詳の枕詞である。「兼右本」の声点ではL L L H Hと差されているので、これを採用すれば良い。

八、倭習の偏在

「倭音」は音韻のレベルでの倭習であった。「倭習」とは日本語の発想に基づく、漢字・漢文の誤用や奇用（特殊用法）である。それでは、語彙・語法・文体の倭習はどうか。

文章論の結果は、音韻論の結論と軌を一にした。書紀には様々な倭習が見られるが、それらは基本的に α 群に偏在しているのである（【表Ⅴ】）。以下に代表的な倭習を挙げよう。

- ① 然後洗眼。因以生神、号曰天照大神。（因りて）（卷二）
 ② 是玉今有石上神宮。（石上神宮に有り）（卷六）
 ③ 高枕而永終百年、亦不快乎。（亦快からずや）（卷六）
 ④ 即德麻呂等為先鋒以進射之。（即ち德麻呂等）（卷二八）

① の接続詞「因以」は奇用。一〇六例すべてが α 群に偏在。
 ② の「有」は倭訓による誤り。ここは「 α にあり」なので「在」が正しい。「有」字の誤用は十六例。十四例が α 群、二例が β 群。

③ は否定副詞の語順の誤り。ここは反語なので、「不亦快乎」でなければならぬ。このような否定詞の誤用は十四例あり、十二例が α 群、残り二例が β 群である。

④ は副詞「即」の語順の誤り。「即」は普通副詞で、正格漢文では主語と述語の間に置かれる。主語の前に置くのは誤用である。このような「即」の誤用は二九例あり、二八例が α 群に偏在し、残り一例が β 群である。

九、例外の原因

α 群は和化漢文で綴られた。他方、 β 群は正格漢文で書かれているが、例外もある。前節では四種の倭習を取り上げ、大半が α 群に偏在することを知った。例外は次の五例。

- ⑤ 此等蝦夷国有何方。（何方に有りや）（卷二六分注）
 ⑥ 国有東北。（国は東北に有り）（同）
 ⑦ 大臣大連・将相諸臣、咸推寡人。寡人敢不乖。（敢て乖かじ）（卷十七）

⑧ 斯等深不悟情、（斯等は深く情に悟らず）（卷二五）

⑨ 即身心帰附、於他易照。（即ち身心の帰附するは）（卷十九）

このうち、⑤と⑥はともに「斉明紀」の分注に引用された「伊吉連博徳書」の文章である。史料名を明記して転載したため誤用が残ったのだ。

⑦は継体天皇が即位を受諾する場面である。「敢不乖」の正しい訓読は、「敢て乖かざらむや」である。原文を正しく読解すれば、即位を拒絶することになる。「不敢乖」の誤りである。実はこれは潤色文で、誤りは潤色加筆者の漢文能力の欠如による。典拠は次の『呉志』『孫休伝』。

⑧将相諸侯、咸推寡人。寡人敢不承受璽符（敢て璽符を承受せざらむや）

小島憲之によれば、漢籍による潤色は書紀撰述の最終段階で加えられた。群の基本的編修の終了後、潤色加筆の際に語順を誤ったのである。

⑧は卷二五「孝徳紀」大化二年の詔勅にある。「孝徳紀」の詔勅には、他の誤用も少なくない。さらに「大宝令」頒下（702）以後の用語である「御宇」も見られる。群の基本的編修の終了後、後人が加筆したのだ。

⑨は卷十九「欽明紀」に掲載された百濟聖明王の「上表文」に見られる。この上表文は四字句の美文だが、他にも誤用や奇用が混じっている。

十、群中国人述作説

群の本来の述作者は中国人一世だと、私は確信している。万葉仮名の清濁異例が最大の根拠となる。

万葉仮名資料では、中国原音で無声無気音字母（フ、フ、フ等）の漢字は清音仮名として用いるのが原則である。ところが、群では濁音にも用いられている。「水」を「瀾都（ミツ）」、「枝」

を「曳多（エタ）」など、七字種・延べ十一例に上る。日本人なら清濁を間違えるはずがない。

古写本によって調べると、これらの文字にはすべて高平調のアクセント符号が施されていた。高平調の音節は高く始まり、喉頭の緊張が持続するので、声帯の振動が妨げられ、濁音要素が減殺される。その結果、中国人が清音と聞き誤ったのだ。

群中国人説の証拠は卷十四にもある。安康天皇が皇后に「吾妹」と呼びかけ、そこに次の分注がある。

称妻為妹、蓋古之俗乎。（妻を称て妹と為すは、蓋し古の俗か）

男が妻を「吾妹（わぎも）」と呼ぶのは、奈良時代でも一般的な慣習である。ところが「昔の習俗か」と注釈を加えているのだ。

十一、編修の順序と群の述作者

編修の順序を知る鍵は、両群の安康天皇暗殺の記載にある。

群の冒頭、卷十四は「雄略紀」なのに先帝暗殺の経緯が詳細に記述されている。一方の卷十三は「安康紀」なのに一句で済ませ、「辞具在大泊瀬天皇紀（雄略紀に詳しく載せられている）」と施注している。本末転倒である。群の述作が先行したのだ。

群述作の最有力候補は音博士、統守言と薩弘恪である。持統朝に揃って三度賞賜されている。中でも、二度目（六九一年九月四日）は重要だ。その直前に、書紀編纂の重要史料となった「墓記」進上の詔が十八氏に下されているからである。

古代の画期は雄略朝と大化改新であった。守言が卷十四「雄略紀」からを担当し、弘恪が卷二四「皇極紀」からを担当したのだろう。守言は六六〇年の戦争で百濟軍の俘虜となり、献上されて来日した。卷二六「斉明紀」では来日の時期について二説を併記している。弘恪がここを執筆したのだ。そのとき、守言はすでに亡くなっていたのだろう。弘恪は文武四年に「大宝律令」編纂の奉勅後、史料に現れない。

十二、**群**の文章と山田史御方

一方、**群**の述作は文武朝に始まったと考えられる。小川清彦によれば、書紀には二種の暦が用いられた。卷十三の「安康即位前紀」までは新しい「儀鳳暦」を用い、安康三年からは古い「元嘉暦」を用いている。現実には文武二年から儀鳳暦が単独で施行された。それゆえ**群**の撰述者は文武朝以後の学者に求められる。

私は山田史御方が随一の候補と考える。山田史は移民系氏族であり、御方はかつて学僧として新羅に留学し、帰国後還俗し大学で教えた。七〇七年には「学士を優まむ」として賞賜され、七二一年には「文章の師範」として褒賞されている。**群**の述作者は漢字の正音に暗く、訓読によって文章を綴っていた。そのうえ**群**は仏教漢文の影響を受けている。御方の経歴は**群**の性格と合致する。

私は音韻・語彙・語法・文体にわたる倭習や筆癖を追跡し、書紀の編修過程を推測した。その結果、各巻の文章から原史料を摘出できるようになった。また後人による加筆の部分も判明する。記事の虚実や真偽を判定する基盤が整ったのだ。

例えば、卷二二「推古紀」の聖徳太子「憲法十七条」の真偽である。その文章について、吉川幸次郎(1966年「聖徳太子の文章」)は、「文体的にも文法的にも立派な文章」と述べ、これが通説となっている。しかしこの通説は間違っている。私は「憲法十七条」から誤用と奇用を摘出し、「倭習十七条」を挙げた。ここでは憲法の第七条を見よう。誤用は次の三例。

①事無大少、得人必治。〔事に多少無く、人を得て必ず治まらむ〕
②因此国家永久、社稷勿危。〔此に因りて、国家永久にして、社稷危からず〕

③故古聖王為官以求人、為人不求官。〔故、古の聖王、官の為人を求め、人の為に官を求めず〕

このうち、①の「少」字は「小」字の誤り。倭音または倭訓に基づく誤用である。

②の「勿」字は「不」字の誤り。命令の否定(禁止)と叙述の否定を混同したものである。③は否定詞の語順の誤り。正しくは「不為人求官」となる。日本語の語順に泥んだ誤用である。これらの誤用は次のように、憲法以外の卷二二の本文にも見られる。

①即化少魚、以挟樹枝。〔即ち少魚に化りて、樹の枝に挟まれり〕

②到於墓所而視之、封埋勿動。〔封め埋みしところ動かず〕

⑤ 其為朕興陵以勿厚葬。〈朕が為に陵を興て厚く葬ること勿れ〉
⑥ ⑤はそれぞれ①②③と同種の誤りである。④の「少」字は「小」字の誤り。⑤の「勿」字は「不」字の誤り。⑥は否定詞の語順の誤り。正しくは「其勿為朕興陵以厚葬。」となる。憲法の倭習はその大半が憲法以外の卷二二の本文にも現れている。卷二二だけではない。㊦群に一般的な倭習なのだ。

十四、㊦群特有の誤用と筆癖

書紀の漢文の誤用や奇用は基本的に㊦群に偏在していた。しかし稀だが、㊦群特有の誤用や筆癖もある。それぞれ一例ずつ挙げよう。

⑧ 縦使星川得志共治家国、必当戮辱遍於臣連、酷毒流於民庶。

〈縦使星川、く共に家国を治めば〉(卷十四)

⑨ 超據絶於埃塵、〈埃塵を絶ち〉(同)

⑧は譲歩の接続詞「縦(たとひくとも)」を仮定に用いた誤り。これは雄略天皇の遺詔で、潤色文である。典拠は次の『隋書』「高祖紀」である。

⑩ 若令勇秀得志共治家国、必当戮辱遍於公卿、酷毒流於人庶。

典拠の『隋書』では正しく仮定の接続詞「若」が用いられている。後人の潤色加筆の際の誤用である。「縦」の誤用は六例あり、全て㊦群に偏在する(【表VI】)。潤色の誤りが一例、朝鮮関係記事が三例、大化の詔勅が二例。このうち少なくとも潤色と大化の詔勅は加筆者の誤用だろう。

⑩も潤色文で、典拠は『文選』「楮白馬賦」の次の文章。

⑪ 超據絶夫塵轍、〈かの塵轍を絶ち〉

後人の潤色の際に「於」字の筆癖が現れたのだ。訓読で「置き字」として「ヲ」を送る用法である。この確実な筆癖は十三例ある。㊦群に十二例、卷三〇に一例(【表VI】)。

㊦群の十二例の内訳は、潤色が二例、大化の詔勅が二例、卷二一が三例、卷二七の朝鮮関係記事が一例、その他が四例である。潤色と大化の詔勅は後人の加筆だ。卷二一は㊦群であるにもかかわらず、他の誤用や奇用も少なくない。後人による加筆があつたと推測される。「その他の四例」も前後に倭習が見られるなど、後人の加筆と考えられる。

問題は次の朝鮮関係記事の一例。

⑫ 遣前將軍(中略)等、救於百濟。〈百濟を救はしむ〉(卷二七)

十五、冷僻字「遵」

書紀には「遵」という冷僻字が計十一例用いられている(【表VI】)。『集韻』(1037年)に「遵、説也、通作道」とある。「説く、言う」の意である。

『佛本行集經』(隋・北天竺闍那崛多譯)や『法苑珠林』(668年、唐・道世撰)等、仏典には見られる。また新羅の碑石では、「浦項中城里新羅碑」(441年?)と「迎日冷水里新羅碑」(503年)に現れる。

書紀の十一例の「遵」字から、四例を挙げて解説しよう。

⑬ 目大連対曰、臣觀女子行歩、容儀能似天皇。天皇曰、見此者咸言、如卿所瞻。(卷十四、天皇の発話)

① 聖明王曰、(中略) 別汝所導、恐致卓淳等禍、非新羅自強故、所能爲也。(卷十九、百濟聖王の発話)

② 然今群卿所導天皇遺命者、小小違我之所聆。(卷二三、山背大兄王が告げさせた発話)

③ 如卿所導其勝必然。(卷二四、自殺直前の山背大兄王の発話)

⑩ は前文に「容儀能似天皇」とある。「能」字は誤用。「良」字が適当である。後人の加筆と考えられる。

⑪ は百濟聖明王の発話であるが、「別汝所導」の「別」字も興味深い。主語の前に置かれ接続詞として用いられているが、正格漢文では「別」に接続詞の用法はない。このような「別」字の誤用は七例ある。この誤用は朝鮮俗漢文にも見られる。

⑫ と⑬ は山背大兄王の物語である。山背大兄王は聖徳太子の世子であり、後に一族は滅亡した。⑫ など三例は群の卷二三「舒明即位前紀」にあり、田村皇子と皇位を争った記事である。

⑭ では、直後に「天皇命以喚」という文章がある。正格漢文ならば「以天皇命喚」が正しい。「以」字を目的語に後置するのは、朝鮮変格漢文の具格助詞と同じ用法である。「導」字と合わせれば、朝鮮俗漢文の影響である可能性が高い。

⑬ など二例は卷二四「皇極紀」に載せられている。山背大兄王が蘇我入鹿に攻撃されて自殺し、一族が滅亡する記事である。山背大兄王は聖人として描かれている。卷二四は群であるが、この記事には倭習が数多くある。入鹿を非道な逆臣として描くために、編纂の最終段階で後人が加筆したものと考えられる。

卷二三の三例も山背大兄王の記事であった。卷二三は群で

あるが、山背大兄王が皇位を争うほどの有力皇族であることを示唆している。これも後人の加筆である可能性が高い。

結局十一例の「導」のうち、四例は朝鮮関係記事、卷十四・十五の二例は後人の加筆。残りの山背大兄王関係の五例も後人の加筆であろう。

十六、編纂の最終段階での加筆

書紀は編纂の最終段階で、群を中心として潤色・加筆が行われた。その変格漢文や筆癖には群と共通のものも、特有のものもある。倭習(変格漢文)にも個性があるのだ。

それでは加筆者は誰なのか。『続日本紀』によれば、和銅七年(716)、従六位上紀朝臣清人と正八位下三宅臣藤麻呂に国史撰述の詔が下りた。当時、書紀編修所には二つの仕事が残っていた。卷三〇「持統紀」の撰述と諸卷に潤色・加筆する作業である。位階から見ても、清人が主に卷三〇を撰述し、藤麻呂が潤色・加筆を担当したのだろう。清人はその後「文章の師範」と称され文章博士も拝命し、従四位下で卒した。一方の藤麻呂はその後記録に現れない。

書紀の加筆には数多くの倭習や朝鮮変格漢文の影響が見られる。藤麻呂の加筆と考えれば理解しやすい。『新撰姓氏録』(八一年撰)によれば、「三宅人」「三宅連」「三宅史」は朝鮮半島からの移民系氏族である。三宅臣も同様だろう。

拙著(2011a)でも述べたように、群の中で倭習の最も集中する記事が三ヶ所ある。卷二五「孝徳紀」の「大化詔勅」、卷

二四「皇極紀」の「乙巳の変」及び「上宮家滅亡」の記事である。

ここでは「乙巳の変」から二例挙げよう。中大兄皇子の発言である。

⑭鞍作尽滅天宗、将傾日位。(天宗を尽に滅して、日位を傾けむとす)

⑮豈以天孫代鞍作乎。(豈天孫を以ちて鞍作に代へむや)

⑭は語順の誤り。正しくは、「鞍作将傾天宗、而傾日位」。

⑮は「どうして天孫をもって鞍作(入鹿)に代えることができましようか」という反語である。「天孫」と「鞍作」が逆転して、反対の意味になっている。正しくは「豈以鞍作代天孫乎(どうして鞍作をもって天孫に代えることができましようか)」。

もしも薩弘恪の吟味を経れば、これらの誤用は添削修正されていたはずである。乙巳の変に臨場感をもたせようと後人が加筆したのだが、漢文作成能力の欠如によって馬脚を現したのだ。

要するに、天智天皇と中臣鎌足を律令国家樹立の英雄とするために「大化改新」が必要となり、「乙巳の変」を正当化するために蘇我入鹿を極悪非道の逆臣にせねばならなかった。そのために、入鹿に滅ぼされた山背大兄王の聖人化が要請されたのだ。藤麻呂の加筆だろう。

十七、書紀は未定稿

書紀には杜撰な記事が数多くある。例えば省略を示す「云々

(云云)」である。「云々」は四十例あるが、卷三から卷二三までは二例のみ。「神代紀」上下二巻には十三例あるが、三宅和朗によれば、『云々』で省筆されたのは、前出の一書と文章上、内容上重複していたため」という。

一方、「神代紀」以外の二七例は、「壬申詔、云云」(卷二二)など意味をなさず、すべて不要である。卷二五・二六・二七・二九に頻出し、これら諸巻の仕上げの杜撰さが目立つ。

書紀は未定稿で提出されたのだ。事情があったのだろう。時の権力者は天智の皇女元明上皇と鎌足の子息藤原不比等であった。二人は孫の首皇子に皇統を継がせることで目的が一致していた。ところが、養老四年(720)三月、不比等は大病を得、書紀の撰上が急がれた。こうして書紀は未定稿のまま五月二十一日に撰上されたのである。不比等は撰上を見とどけ、八月三日に薨去した。

十八、付論・皇祖天照大神はいつ誕生したのか

天照大神は伊勢神宮に祭られている皇祖神(国家神)であり、最高の神格を有している。それでは、天照大神はいつ皇祖神として誕生したのか。

書紀では天照大神は、「日神」「大日靈命」「伊勢大神」とも呼ばれ、子孫から観た「皇祖」という言葉も用いられている。

「天照大神」は四八例あり、群に偏在している。そのうち「天武紀」卷二八・卷二九の各一例は「天照太神」という表記である。

「皇祖」は二三例。卷二五「孝徳紀」と卷三〇「持統紀」の各四例以外は α 群に偏在する。卷二五の四例は次のとおり。

①明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世、(大化元年七月丙子、高麗使への詔。この皇祖は神功皇后を指す。「御宇」は、七〇二年「大宝令」頒下以後の用語)

②由是代々我皇祖等、(大化二年三月甲子、東国国司への詔)

③皇祖大兄御名入部【謂彦人大兄也】及其屯倉、(大化二年三月壬午、皇太子への詔の引用。皇祖大兄は【】内の分注のとおり、押坂彦人大兄皇子を指す。この詔の導入部に、「現為御八嶋国天皇、問於臣曰」とある。「御八嶋国」は「御宇」の類句)

④自始治国皇祖之時、(大化三年四月壬午、品部廃止の実行を促す詔。ここの皇祖は神武天皇を指す)

ところで、卷二五「孝徳紀」は α 群に属しながらも、詔勅を中心にして編纂の最終段階における後人の加筆が顕著な巻である。「皇祖」を含むこの四例もすべて詔勅中に用いられ、「御宇」「御八嶋国」という七〇二年以後の用語もある。これら四例も後人の加筆だろう。卷二五と卷三〇での使用は最終段階での加筆であり、 α 群撰述開始以後のものである。それゆえ、皇祖神としての天照大神は文武朝以後に誕生したことになる。

「伊勢大神」は α 群に三例、卷三〇に一例あるが、 α 群には現れない。 α 群が述作された持統朝には、まだ伊勢の地方神であり、「天照大神」という皇祖神ではなかったのだろう。

天照大神のモデルは持統天皇である。その証拠は持統の和風

諡号に求められる。書紀の記す持統の和風諡号は「高天原広野姫天皇」である。しかし『続日本紀』大宝三年(703)十二月十七日条の持統葬送関連記事では「大倭根子天之広野日女尊」である。七〇三年から七二〇年の間に諡号の変化があったのだ。

【主要参考文献】

有坂秀世 1955 『上代音韻攷』三省堂

小川清彦 1946 『日本書紀の暦日に就て』、内田正男 1978 『日本

暦日原典』(雄山閣) 所収

小島憲之 1962 『上代日本文学与中国文学(上)』塙書房

高山倫明 1981 『原音声調から観た日本書紀音仮名表記試論』語

文研究』51

高山倫明 1982 『書紀歌謡音仮名と原音声調』『文献探求』10

三宅和朗 1984 『記紀神話の成立』吉川弘文館

森博達 1991 『古代の音韻と日本書紀の成立』大修館

森博達 1999 『日本書紀の謎を解く―述作者は誰か―』中公新書

森博達 2011a 『日本書紀 成立の真実―書き換えの主導者は誰

か―』中央公論新社

森博達 2011b 『日本書紀に見える古代韓国漢字文化の影響(続

篇)』『木簡と文字』8、韓国木簡学会(韓国語)

森博達 2013 『文字表現から観た『日本書紀』の成立』『上代文

学』110

森博達 2014 『皇祖天照大神はいつ誕生したか―『日本書紀』区

分論から観て―』『京都産業大学日本文化研究所紀要』19

数理と 古代史の 出会い

「日本書紀」(720年撰)は漢文で書かれている。その音韻や文法を分析して、渡来中国人が著した巻々と日本人が書き継いだ巻々の混在が浮き彫りになり、成立過程が明らかになった。その書紀成立の真相に迫った森博達教授による特別講演です。

講演者紹介

森博達 もりひろみち

京都産業大学外国語学部アジア言語学科教授。1949年兵庫県生まれ。大阪外国語大学中国語学科卒。名古屋大学大学院文学研究科(中国文学専攻)博士課程中退。愛知大学講師、同志社大学助教授、大阪外国語大学助教授を経て現在に至る。高麗大学校・釜山大学校の客員研究員も歴任。専攻は東アジア語文交渉史。「魏志倭人伝」や「日本書紀」の文献学的研究を行ってきた。著書に「古代の音韻と日本書紀の成立」(大修館書店、金田一京助賞受賞)、「日本書紀の謎を解く」(中公新書、毎日出版文化賞受賞)、「日本書紀成立の真実」(中央公論新社)などがある。

背景画像：『(岩崎本)日本書紀』巻二四「皇極紀」(京都国立博物館蔵)

iTHEMS^o RIKEN interdisciplinary
Theoretical & Mathematical
Sciences

<https://ithems.riken.jp>

数理創造プログラム (interdisciplinary Theoretical and Mathematical Sciences Program, 略称 iTHEMS) は、理化学研究所に置かれた理論科学・数学・計算科学の研究者が分野の枠を越えて基礎研究を推進する新しい国際研究拠点です。iTHEMS では、「数理」を軸とする分野横断的手法により、宇宙・物質・生命の解明や、社会における基本問題の解決を目指しています。

お問い合わせ先：理化学研究所 数理創造プログラム (iTHEMS) <ithems@riken.jp>